平成２７年（フ）第３３３号
札幌市南区南沢５条３丁目８番25号
債務者　友田　幸夫
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４３号
札幌市北区篠路10条１丁目３番８―402号
債務者　横井　英紀
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８８号
札幌市清田区北野２条３丁目２番13―206号
債務者　高野　義光
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９５号
北海道石狩市花川南３条３丁目17番地
債務者　松野栄二郎
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０６号
札幌市西区西野６条６丁目11番２号
債務者　宮島　雄三
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３０号
札幌市中央区北５条西17丁目４番地12　アジュールコートＮ５―301号
債務者　三上　恭平
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４５号
札幌市南区石山１条７丁目25番５号
債務者　佐々木好美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６４号
札幌市豊平区平岸１条７丁目４番５―206号
債務者　泉川　正侑
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６６号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番７―209号
債務者　池端　正道
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７６号
札幌市中央区南21条西８丁目１番21―207号
債務者　木村　和男
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８８号
札幌市豊平区中の島１条３丁目６番18―503号
債務者　小川　優作
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８９号
札幌市北区麻生町３丁目６番４号　パールハイツ12号
債務者　渡邊　　敦
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３２号
札幌市中央区北２条東８丁目５番地17　コーポ三浦205号
債務者　浅田　愛子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３７号
札幌市中央区南11条西13丁目２番34―801号
債務者　井上　義則
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８１号
札幌市厚別区厚別中央４条３丁目３番11―407号
債務者　牧野　仁志
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９２号
札幌市西区琴似２条７丁目２番40号　ライフステージ101号
債務者　五十嵐真理
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９７号
札幌市白石区川北１条１丁目５番18号　サイクランドえぞう川北１階102号
債務者　青柳　葉子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部